

2026 年度 助成金募集要項

1. 趣旨

音・音楽・楽器に関する科学技術分野における研究開発への助成を行うことにより、当該分野に関する科学技術全般の一層の発展を図り、国際社会における我が国の産業競争力の向上に寄与することを目的としています。

2. 研究助成対象

対象とする研究分野は、音・音楽・楽器に関わる日本のものづくりに貢献する科学技術分野における研究を幅広く対象とします。ただし、軍事や原子力に関する研究は対象外とします。

3. 応募資格

(1) 高等専門学校、大学、公的研究機関に所属する常勤の研究者（研究者には、大学院生やポストドクターも含みます。）

(2) 本財団に結果の報告書を提出可能な方。

※同一または類似の研究について、他の財団（或いは競争的資金）等の助成金を受けることが確定している場合や予定がある場合は、申請書類にその旨を記載下さい。

4. 助成金額

(1) 助成金額は1件あたり上限100万円、助成件数は10件程度を予定。

※採択にあたり、本財団は申請金額の減額調整を行うことがあります。

(2) 助成金の使途は、申請された研究課題の遂行に要する物品の購入、その他研究推進に必要な費用で、研究の目的と計画に照らして合理的な範囲とし、以下の経費を除きます。なお、当該助成金で購入した機器類は、所属機関に寄附していただきます。パソコン、OSソフト（ライセンス更新費用含め）、複写機・デジタルカメラ等の汎用性のある機器類の購入に充てる場合、研究での想定使用目的と今後の研究での使用見込み期間を申請書の「VII. 申請助成金の支出経費内訳」の「使途区分」に具体的に記入してください。

【対象外経費】

① オーバーヘッド（所属する機関の間接経費や共通経費、一般管理費）

② 応募者本人及び共同研究者の人件費

ただし、助成対象研究のための講師もしくは臨時に雇い入れたアルバイトへの謝金は必要な経費として認めます。

③ 旅費交通費

ただし、研究実施計画との関連が明確で、かつ、申請者本人の旅費は必要な経費と認めます。

④ 特許登録料

(3) その他

- ・支出内容は記録に残し、研究終了後に「収支報告書」を「成果報告書」に併せて提出してください。
- ・助成金受領後、大幅な変更が生じる場合には、あらかじめ本財団の承諾を得ていただく必要があります。
- ・助成金額に残余が生じた場合はご返却を願います。

5. 助成期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 1 年間

ただし、やむを得ない事由がある場合には本財団理事会の承認を得て期間延長を認めることがあります。必ず、助成期間終了前にお申し出ください。

6. 応募方法

本財団事務局に応募の旨を記載したメールをお送りください。所定の申請書を財団ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して推薦書とともにメール送付してください。なお、添付書類がある場合は併せてメール送付して下さい。

(1) 推薦者は所属機関の上長とし、具体的には、学長、研究科長、学部長、センター長、部門長等を指します。

(2) 推薦書はダウンロードし、必要事項を記載し、推薦者の記名、公印を押印の上、電子ファイル（画像・PDF 等）をメール送付して下さい。

(3) 文字の大きさは 10.5 ポイント以上としてください。

(4) 申請書用紙に記載の指示に沿わない申請書は受理できないことがあります。

(5) 書類不備がないようメール送付前に十分に確認を行ってください。

なお、所定の申込書に加え、更に詳しい書類等の提出をお願いすることがありますのでご協力ください。

7. 募集期間

2025 年 10 月 1 日～2025 年 12 月 23 日

2025 年 12 月 23 日までに書類をメール送付して下さい。応募は出来る限り前もってご対応下さいますようお願い致します。

なお、2025 年 12 月 24 日以降の応募は出来ませんのでご注意ください。

8. 助成金の決定

(1) 選考委員会が書類選考により審査し、理事会において決定します。

(2) 選考に際して、資料を追加でご提出いただく場合や、申請内容について照会を行う場合があります。

(3) 選考結果は 2026 年 2 月末までに申請者にメールにて通知します。なお、審査の内容に関するお問い合わせには一切応じることは出来ません。

(4) 助成金の交付を受けた助成対象者は、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできません。

9. 選考基準

選考基準は以下の10項目です。

- (1) 我が国のものづくり産業の競争優位性獲得への期待度
- (2) 地球温暖化を減速させる効果
- (3) 音楽あるいは楽器産業の発展に役立つ貢献度
- (4) 模倣や単なる改善ではない革新性
- (5) コストや社会の環境を鑑みた実現可能性
- (6) 起業に繋がり新たな雇用を生み出す可能性
- (7) アクセシビリティ向上への期待度
- (8) 知的財産権を取得できる可能性
- (9) 将来の派生技術開発に繋がる発展性
- (10) 社会の分断や対立を緩和できる可能性

10. 助成金の贈呈

- (1) 2026年3月頃、助成対象者に対し、研究助成金を贈呈するためにリモートでの面談を行う予定です。
- (2) 助成金の贈呈にあたり、本財団所定の「誓約書」をメール送付していただきます。
- (3) 助成金の支給は2026年4月頃を予定しております。
- (4) 原則として助成金の送金先は、会計の適正性の確保と、助成目的に沿った使用を図るため、受給者が所属する機関の委任会計窓口とし、贈呈時期に所属機関の指定口座あてに送金手続きを行います。
- (5) 助成金の送金にあたって、所属機関の所定の手続きが必要な場合には、速やかにご連絡願います。

11. 研究成果の報告

研究助成については、助成対象期間終了後1ヶ月以内に成果報告書・収支報告書を提出していただきます。収支報告書は領収書や請求書「原則原本でやむを得ない場合はコピーまたは差引簿（支出日と具体的な支出使途内容が記載されたもので所属機関の公印を捺印したもの）でも構いません」を添付して提出していただきます。報告書は、本財団の年次報告書・ホームページ等に掲載させていただきますのでご了承願います。また、成果報告書のほか研究助成課題に関し、学会誌に研究論文を掲載した場合は、その別刷をお送りいただくとともに、「ズームグループ学術振興財団助成による」旨を付記していただけますようお願いいたします。

12. 資格の取消しと助成金の返金

助成金の採択内定を受けた後、研究計画等に重要な変更、中止及び廃止をしようとする場合には、速やかに文書にて本財団に報告をし、承諾を受けてください。

以下の事項が発生した場合は、助成金の交付取り消し、交付を中止し、または一部の返還もしくは全部の返還を求めることがあります。ただし、助成対象者からの申し入れがあり、本財団の理事会がやむを得ない事由があると判断した場合には、この限りではありません。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
- (3) 申請内容に大幅な変更が生じたとき
- (4) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
- (5) 必要書類の提出を怠ったとき
- (6) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき
- (7) 助成対象者として適当でない事実があったとき
- (8) 社会的信用を失墜する重大な事案が発生したとき
- (9) 反社会組織との繋がりが確認されたとき
- (10) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

13. 個人情報取扱いについて

- (1) 助成金申請書に含まれる個人情報は、研究助成の選考及び選考結果の通知のために使用いたします。
- (2) 助成対象者が決定した場合は、研究代表者のお名前、所属機関、役職及び研究テーマを公表いたします。

14. その他注意事項

研究成果及び研究において取得した知的所有権（特許権等）は、研究者またはその所属機関に帰属し、本財団は権利を主張しません。

また、本財団の助成金の交付は、助成対象者が学生の場合における卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

15. 応募先、お問い合わせ

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-4-1

公益財団法人ズームグループ学術振興財団

事務局長 前橋 寛之

mail : zaidan.gakujutsu@zoom.co.jp

受付時間 平日 10 時～16 時（本財団休業日を除く）

以上